

# 名古屋市教育委員会定例会

平成 26 年 4 月 17 日  
午後 2 時 00 分  
教育委員会室

## 議 案

- 第 49 号議案 請願・陳情審査について
- 第 50 号議案 名古屋市立高等学校入学料免除規則の一部を改正する規則案について
- 第 51 号議案 平成 27 年度使用教科用図書採択基本方針について
- 第 52 号議案 名古屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 第 53 号議案 特別職人事について

## 出席者

野 田 敦 敬 委員長  
服 部 はつ代 委 員  
梶 田 知 委 員  
福 谷 朋 子 委 員  
小 栗 成 男 委 員  
下 田 一 幸 教育長  
教育次長始め、事務局職員24名

(野田委員長)

会議に先立ちまして、3月24日付で就任された小栗成男委員からご挨拶がありますので、よろしく願いいたします。

(小栗委員)

ただいまご紹介をいただきまして、この度名古屋市教育委員会教育委員を拝命いたしました小栗成男でございます。私は約27年間自動車販売業に従事しておりまして、その27年間には海外に約2年研修で行かさせていただきました。実際海外で車を売ってきたり、それから海外のビジネススクールを出てまいりまして、実際に子どもたちも海外での経験を積みさせていただきました。そういったことも含めまして、グローバルな視点でぜひこの委員会の皆さまの一助となればということで努力してまいり所存であります。どうか未熟者ではございますが、色々とお知恵をいただきながら一生懸命努力していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(野田委員長)

大変頼もしいお言葉をありがとうございました。

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

最初にお諮りいたします。第 52 号及び第 53 号議案は、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議し、会議録につきましても、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、本日の議案審議に先立ちまして、1 名から傍聴の申し出がありましたので、名古屋市教育委員会傍聴規則第 2 条により、許可したいと思いますが、ご意見はございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

それでは、傍聴人の方に入室していただきます。

#### 【傍聴人入室】

(野田委員長)

傍聴される方をお願いいたします。名古屋市教育委員会傍聴規則第 4 条により、次の 2 点を守っていただくこととなります。1 点目は、委員その他出席者の言論に対し批評を加え又は可否を表しないこと、2 点目は、私語その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと、以上 2 点であります。また、同規則第 5 条により、録音等については禁止しております。ご了解ください。

それでは、議案に移ります。第 49 号議案「請願陳情審査について」を議題といたします。審議に先立ちまして、請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありました。会議の運営上、5 分以内で陳述を許可することにしたいと思いますが、ご意見はございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

それでは、陳述人の方は、前へお願いします。

では今ほども申し上げましたとおり、会の円滑な運営を図るために口頭陳述は 5 分

以内で行うようお願いいたします。それでは陳述を始めてください。

【陳述人より口頭陳述が行われた。】

(野田委員長)

これをもちまして、口頭陳述を終了いたします。席へお戻りください。  
それでは、第 49 号議案「請願陳情審査について」、事務局の説明を求めます。

(金田指導室長)

本請願書の要旨でございますけれども、第 49 号議案の 1 枚目で掲げさせていただいております。学習指導要領は、教育基本法の目標を踏まえて記述されたものでございます。本市で採択をしております中学校歴史教科書は、国による検定に合格したもので、その記述内容は、学習指導要領が求めるものになっていると考えております。教育委員会では、学習指導要領の趣旨と各者の記載の特色を踏まえまして、編集趣旨の適切性、教材の適切性等の観点項目を設けて、慎重に調査研究と検討を重ね、教科書を採択していただいていると考えております。以上でございます。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。  
何度目にもなりますが、いずれも検定に合格している。しかも教育委員会で慎重に検討した結果、今使われている教科書になっているということです。  
特にご意見もないようですので、第 49 号議案についてお諮りをいたします。  
学習指導要領に良く合致した中学校の歴史教科書の採択を求める請願については、前回と同様でございますので、不採択としてはいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。  
それでは、第 50 号議案「名古屋市立高等学校入学料免除規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

第 50 号議案「名古屋市立高等学校入学料免除規則の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。1 点目は、平成 26 年 4 月以後に公立高等学校に新たに入学する生徒について、授業料を徴収することになったことから、授業料を納める者が、天災その他不慮の災害により授業料等の納付が困難となった場合や、長期疾病、あるいは生業不振又は失業のために生計が著しく不良となり、授業料の納付が困難となった場合についての授業料の減免方法等必要な手続きを定めるものでございます。施行

期日は、公布の日からとし、平成 26 年 4 月 1 日から適用いたします。2 点目は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の名称が変更されたことに伴い、規定を整理するものでございます。施行期日は、平成 26 年 10 月 1 日からです。よろしくご審議をお願いいたします。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はよろしかったでしょうか。2 点について改正の説明がありました。

特にご意見もないようですので、第 50 号議案につきまして、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、第 51 号議案「平成 27 年度使用教科用図書採択基本方針について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(金田指導室長)

第 51 号議案「平成 27 年度使用教科用図書採択基本方針について」をお願いいたします。はじめに、1 の平成 27 年度使用小学校、中学校及び特別支援学校用教科用図書採択方針についてでございます。本市の義務教育諸学校で使用いたします教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、毎年 8 月 31 日までに種目ごとに一種の教科用図書を、教育委員会で採択することとなっております。本年度は、27 年度より使用する小学校の教科用図書の採択替えの年度となっております。従いまして、平成 27 年度使用小学校、中学校及び特別支援学校用教科用図書採択基本方針につきましては、(1) 小学校用教科用図書は、種目ごとに 1 種のもの

を採択する。(2) 中学校用教科用図書は、平成 26 年度と同一のものを採択する。(3) 特別支援学校用教科用図書は、特別支援学校知的障害者用教科用図書を採択する。(4) 特別支援学級及び特別支援学校において使用する学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書は、児童生徒の特性に応じて採択する。ただし、小学校用及び中学校用教科用図書と同一種目のものを使用する場合は採択したものの中から選ぶものとする。という方針を考えております。続きまして、2 の平成 27 年度使用高等学校用教科用図書採択基本方針についてお願いいたします。義務教育で使用する教科用図書の採択とは異なり、高等学校の教科用図書の採択方法につきましては、法令上で具体的な定めはございません。高等学校におきましては、学校によって課程及び学科の特性、さらには生徒の実態等が大きく異なっております。従いまして、それらの特性や実態に応じた適切な教科書を採択するために、議案 2 の (1) にお示しさせていただきました採択基本方針を考えております。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

特に今年度は小学校用教科書が採択替えになるということで(1)がございます。

特にご意見もないようですので、第51号議案については、原案どおり可決でよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第52号議案及び第53号議案は非公開にて行われたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午後 2 時 22 分終了